



鳥取県公報

平成16年 1月27日(火)
第 7 5 5 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	知的障害者福祉法による指定知的障害者更生施設等の指定 (43) (障害福祉課)	1
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (44) (健康対策課)	2
	管理美容師資格認定講習会の指定 (45) (県民生活課)	2
	管理美容師資格認定講習会の指定 (46) (")	3
	土地改良区の役員の退任 (47) (耕地課)	3
	土地改良法による換地計画の決定 (6件) (48~53) (")	4
	土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (54) (")	6
	保安林の指定予定 (55) (森林保全課)	6
	保安林の指定の解除予定 (56) (")	7
	土地収用法による事業の認定 (57) (管理課)	7
教委告示	鳥取県指定無形文化財の指定等 (2) (文化課)	8
公 告	歯科技工士試験の実施 (医務薬事課)	9
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課)	10
調達公告	一般競争入札の実施 (文化芸術課)	11
	公募型指名競争入札の実施 (管理課)	13
	公募型プロポーザル方式による業務委託の受託者の選定 (道路課)	16
	落札者の決定 (教育委員会事務局教育環境課)	18

告 示

鳥取県告示第43号

知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) 第15条の11第1項の規定に基づき、指定知的障害者更生施設等を指定したので、同法第15条の31の規定により次のとおり告示する。

平成16年 1月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定知的障害者更生施設等の種類	指定年月日
ボン・チャンス	倉吉市福庭一丁目365	知的障害者通所授産施設	平成16年 1月19日

鳥取県告示第44号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 1月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
うさぎ薬局雲山店	鳥取市新93 - 32	平成15年12月31日

鳥取県告示第45号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定に基づき管理理容師資格認定講習会を指定したので、次のとおり告示する。

平成16年 1月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 講習会を行う者の名称及び住所
財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都港区虎ノ門一丁目26 - 5
- 2 講習日程及び講習場所

講 習 日 程		講 習 場 所
第1日	平成16年 5月17日	東伯郡東郷町大字旭132 国民宿舎水明荘
第2日	平成16年 5月24日	〃
第3日	平成16年 6月 7日	〃

- 3 受講資格
平成16年 5月17日までに理容師としての業務経験が3年以上ある者であること。

4 受講手続

(1) 提出書類

- ア 管理理容師資格認定講習会申込書
- イ 理容師免許証の写し
- ウ 理容業務従事証明書
- エ 写真（無背景及び無帽で正面から上半身を撮影した、縦及び横がそれぞれ4センチメートルのもので、3月以内に撮影したもの）2枚

(2) 提出先及び問合せ先

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部
鳥取市大榎町13 - 1
電話 0857 - 29 - 6086

(3) 受付期間

平成16年 3月10日（水）から同月23日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(4) 受講手数料及び納付方法

1万4,000円を所定の方法により納付すること。

鳥取県告示第46号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定に基づき管理美容師資格認定講習会を指定したので、次のとおり告示する。

平成16年 1月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 講習会を行う者の名称及び住所
財団法人美容師美容師試験研修センター
東京都港区虎ノ門一丁目26 - 5
- 講習日程及び講習場所

講 習 日 程		講 習 場 所
第1日	平成16年 5月17日	東伯郡東郷町大字旭132 国民宿舎水明荘
第2日	平成16年 5月24日	〃
第3日	平成16年 6月 7日	〃

3 受講資格

平成16年 5月17日までに美容師としての業務経験が3年以上ある者であること。

4 受講手続

(1) 提出書類

- 管理美容師資格認定講習会申込書
- 美容師免許証の写し
- 美容業務従事証明書
- 写真（無背景及び無帽で正面から上半身を撮影した、縦及び横がそれぞれ4センチメートルのもので、3月以内に撮影したもの）2枚

(2) 提出先及び問合せ先

財団法人美容師美容師試験研修センター鳥取県支部
鳥取市大槻町13 - 1
電話 0857 - 29 - 6086

(3) 受付期間

平成16年 3月10日（水）から同月23日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(4) 受講手数料及び納付方法

1万4,000円を所定の方法により納付すること。

鳥取県告示第47号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり日南町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年 1月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 大 原 勳 日野郡日南町阿毘縁1378
平成15年12月29日退任

鳥取県告示第48号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆地区（第2工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成16年 1月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成16年 1月27日から20日間

3 縦覧に供する場所

西伯町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第49号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆地区（第10工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成16年 1月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成16年 1月27日から20日間

3 縦覧に供する場所

西伯町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第50号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆地区（第15工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成16年 1月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成16年 1月27日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
西伯町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第51号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆地区（第16工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成16年 1月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成16年 1月27日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
西伯町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第52号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆2期地区（第4工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成16年 1月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成16年 1月27日から20日間
- 3 縦覧に供する場所

西伯町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第53号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る名和地区（第1工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成16年 1月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成16年 1月27日から20日間

3 縦覧に供する場所

名和町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第54号

鳥取市が行う土地改良事業に係る明治地区（細見工区）の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成16年 1月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成16年 1月27日から20日間

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第55号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 1月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

岩美郡岩美町大字銀山字西ノ山738から740まで、744から746まで、字中屋敷219、242、250から252まで、254から256まで、263、269、270の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第56号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 1月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字青谷字赤鯛2201の4、5540の4、5542の6

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第57号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 1月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 起業者の名称

米子市

2 事業の種類

米子消防署整備事業

3 起業地

- (1) 収用の部分 米子市富士見町一丁目地内
(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

- (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

米子消防署整備事業（以下「本件事業」という。）は、消防庁舎を改築するものであり、土地収用法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

- (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である米子市は地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

- (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、米子消防署の管轄区域内の北西部に位置する現在地及び隣接地（以下「本件土地」という。）に消防庁舎を整備するものである。

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 本件事業は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図るためのものであり、都市化が進展する中で市民生活の安全の確保に資すると見込まれる。

イ 本件事業は鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業とはなっていないことから、本件事業により失われる環境上の利益は軽微なものと考えられる。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

エ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、事業に必要な面積が確保できること、市街地の中心に位置し、火災危険地区等の住宅密集地に近い場所にあること、消防活動による騒音等に対する住民の理解が得られること等を条件に3つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして本件土地が選定されている。

- (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図るためのものであり、緊急に整備すべき事業と認められ、本件土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

- (5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

米子市加茂町一丁目1

米子市役所

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第2号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第19条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる無形文化財を鳥取県指定無形文化財に指定し、同条第2項の規定に基づき同表の右欄に掲げるものを当該鳥取県指

定無形文化財の保持者として認定する。

平成16年 1月27日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

無 形 文 化 財		無形文化財の保持者	
名 称	要 件	保持者の住所	保持者氏名
木工芸 (木地ろくろ)	1 郷土の伝統的な工芸技術である木地ろくろの技術に習熟し、素材の知識と適切な用材に高度な技術を体得すること。 2 素材や木目の美しさを最大限に引き出す制作を行うこと。	八頭郡若桜町 大字若桜383	茗荷定治

公 告

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成16年 1月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験期日

実地試験 平成16年 2月29日（日） 午前9時から

学説試験 平成16年 3月 1日（月） 午前9時から

2 試験場所

鳥取市富安二丁目84 鳥取歯科技工専門学校

3 試験科目

実地試験 歯科技工実技

学説試験 歯科理工学、歯の解剖学、顎^{がく}口腔^{くわう}機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

(1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成16年 3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）

(2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成16年 3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）

(3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

(4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

5 受験願書の受付期間

平成16年 2月 2日（月）から同月13日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）。

なお、郵便による申込みは、平成16年 2月13日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

6 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医務薬事課

7 受験願書の添付書類

(1) 受験資格を証する書類

ア 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書(卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成16年3月31日までに卒業証明書を提出すること。)

イ 4の(3)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

ウ 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

(2) 写真(手札形台紙付とし、出願前6月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面にシギの記号、撮影年月日及び氏名を記載したものとする。)

8 受験手数料及び納入方法

受験手数料は、36,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の定められた位置にはり付けること。この場合、消印しないこと。

9 合格者の発表等

平成16年3月26日(金)正午に、合格者の受験番号及び合格基準を鳥取県庁本庁舎の1階掲示板に掲示するとともに、当該合格者には合格証書を交付する。

10 その他

(1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部医務薬事課において交付する。

(2) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(3) その他受験についての詳細は、鳥取県福祉保健部医務薬事課(電話0857-26-7173)に照会すること。

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成16年 1月27日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

(1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

(2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成16年 2月19日 午後 1時30分から 午後 4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁地下第5会議室	岩美、鳥取、郡家及び智頭の 各警察署の管内に居住する者
	平成16年 2月26日 午後 1時30分から 午後 4時30分まで	米子市上福原1226 - 4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港、溝口及び 黒坂の各警察署の管内に居住 する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 1月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量
鳥取県立県民文化会館等文化施設ネットワーク整備業務 一式
- (2) 調達案件の仕様
入札説明書による。
- (3) 契約履行期限
平成16年 3月26日（金）
- (4) 調達案件のネットワーク構築及び関連機器の納入場所
鳥取市尚徳町101 - 5（鳥取県立県民文化会館）ほか
- (5) 入札方法
契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成15年鳥取県告示第76号（物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格のうち情報処理サービスに係るものを有すること。

(3) 国又は地方公共団体が発注したMPEG2等の映像圧縮技術を利用した映像伝送システム(同時に3拠点間以上の双方向による映像の伝送が可能なものに限る。)の構築を元請として施工した実績を有する者であること。

(4) 平成16年1月27日(火)から同年2月13日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県企画部文化観光局文化芸術課

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県企画部文化観光局文化芸術課文化芸術担当

電話 0857-26-7133

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成16年1月27日(火)から同年2月4日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時までの間交付する。

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成16年2月13日(金)午後1時30分

鳥取県庁第3会議室(鳥取県庁本庁舎地階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を4の(1)の場所に平成16年2月4日(水)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

2の競争入札参加資格の要件を満たす入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年 1月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 主要地方道岩美八東線緊急地方道路整備工事 (道路改良) (河崎橋上部工)

(2) 工事場所 岩美郡岩美町大字河崎

(3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) による共同施工により、主要地方道岩美八東線の蒲生川に架かる河崎橋の上部工を製作し、及び架設するものである。

(4) 工事の規模、構造等

設計荷重 B活荷重

上部工形式 プレテンション方式PC 2径間単純中空床版橋

橋 長 L = 46.145m

支 間 長 L = 22.32m × 2

幅 員 W = 7.5 (11.0) m (内訳：車道3.0m × 2、歩道2.3m × 1)

平面線形 直線

架設工法 トラッククレーン架設

(5) 工 期 平成16年 3月から同年12月10日まで

(6) 予定価格 81,993,450円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成14年鳥取県告示第367号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等) について、以下「入札参加資格告示」という。) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。)

のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

ウ 平成16年 1月27日（火）から同年 2月 5日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 平成15年 4月 1日（火）から平成16年 2月 5日（木）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続きを行っている者を除く。）でないこと。

オ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第 3条第 6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。

ウ 建設業法第27条の23第 2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成13年10月 1日から平成14年 9月 30日（合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあっては、平成16年 2月 5日）までの間にあるものに限る。）の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評点が、1,150点以上であること。

エ 平成 6年度以降に以降に工事が完成し、引渡しの完了している PC 橋（道路橋に限る。）上部工の^{けた}桁製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

オ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の架設を実施する期間中、監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 平成 6年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者及び現場代理人（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

(イ) 建設業法第27条第 1項の規定により実施される 1級土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

(ウ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第 1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 土木工事業について、建設業法第 3条第 6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

ウ 入札参加資格のうち、一般土木工事の A 級に係るものを有し、かつ、入札参加資格告示 4 による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が、1,100点以上であること。

エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の架設を実施する期間中、主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第 1項により実施される 1級の又は 2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第 1項の規定により実施される 1級の土木施工管理の検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について建設業法第27条の18第 1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成16年1月27日（火）から同年2月5日（木）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年1月27日（火）から同年2月5日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140 - 1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県鳥取地方県土整備局総務課建設業係（電話番号0857 - 20 - 3593）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるときは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(8) 入札価格によっては当該工事契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の架設を実施する期間中、2の(3)のオに掲げる監理技術者及び2の(4)のエに掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、2の(3)のオの(イ)に掲げる者を1名専任で配置することを求める。

この場合において、その者が共同企業体のどの構成員に属するかは問わない。

公募型プロポーザル方式により業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成16年 1月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 広留野 2 期地区農免農道工事「環境配慮測量設計委託」
- (2) 業務場所 八頭郡八東町大字妻鹿野
- (3) 業務内容

八東町及び若桜町にまたがる広留野地域周辺の環境に配慮した道路建設のための測量設計を行うものである。

(4) 業務の詳細

道路詳細設計 (新設区間)	L = 1,000m
道路詳細設計 (既設区間)	L = 1,000m
環境配慮工法検討	1 式
橋梁基本設計	橋長 L = 80m

- (5) 履行期間 契約日から平成16年10月29日
- (6) 委 託 料 1,400万円程度 (消費税及び地方消費税の額を含む。) を上限とする。

2 参加資格

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成14年鳥取県告示第648号 (測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について) 又は平成15年鳥取県告示第130号 (測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等についての一部改正について) に基づく入札参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。
- (3) 平成16年 1月27日 (火) から同年 2月 5日 (木) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 平成15年 4月 1日 (火) から平成16年 2月 5日 (木) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続き開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。
- (5) 平成 6 年度以降に業務が完了し、成果品を納入している延長が 1 キロメートル以上の道路の詳細設計業務、環境に配慮した道路の設計業務及び延長が100メートル程度の橋梁の基本設計業務 (以下「同種業務」という。) を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (6) 常時入札に参加し、及び契約を締結する権限を有する本店、支店又は営業所 (以下「本店等」という。) を鳥取県内に有する者にあつては、測量業務、土木関係コンサルタント業務若しくは地質調査業務に従事している常勤の技術部門の要員を県内の本店等において合わせて20名以上有し、又は技術士法 (昭和58年法律第25号) 第 6 条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第 1 項の規定による登録を受けている者であつて常勤のもの (以下「技術士」という。) を30名以上有すること。
- (7) 本店等を県内に有しない者にあつては、技術士を30名以上有すること。
- (8) 本件業務の遂行に当たり、次のいずれかに掲げる基準を満たす技術者で、管理技術者及び照査技術者と

してそれぞれ配置できるものを有すること。なお、管理技術者と照査技術者とは、同一の者であってはならない。

ア 技術士であること。

イ 社団法人建設コンサルタンツ協会の行う技術部門のうち道路部門又は建設環境部門に係るシビルコンサルティングマネージャの資格試験に合格し、登録を受けている常勤の者であること。

3 参加表明書の審査

(1) 企画提案書を提出することができる者（以下「提案者」という。）は、鳥取県八頭地方県土整備局指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）で、参加表明書を提出した者の中から、下記の事項を審査して選定する。

ア 同種業務の実績

イ 本件業務に係る組織体制

ウ 配置予定の技術者の資格、従事している業務、実績等

(2) 次に掲げる者は、提案者として選定しない。

ア 県から受託した測量等業務の処理が遅れている者

イ 経営内容が著しく不健全であると認められる者

ウ 業務の処理体制、方法等について全般的な改善が必要と認められる者

エ 発注者の内部事情に精通した者を有する者その他その者を選定すると該当選定の公平性に疑義を生じおそれがあると認められる者

4 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、広留野2期地区農免農道工事「環境配慮測量設計委託」企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）で、下記の事項について行う。

(1) 当該地域の自然環境、景観等への配慮

(2) 道路の設計、構造及び走行の安全性

(3) 建設工事費、管理経費等の経済性

5 最優秀提案者の選定

最優秀提案者の選定は、審査委員会、下記の事項を総合的に勘案して選定する。

(1) 評価委員会による企画提案書の評価

(2) 業務実績及び業務推進体制

(3) 配置予定技術者

(4) 実施計画

6 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680 - 0461 八頭郡郡家町大字郡家100

鳥取県八頭地方県土整備局道路整備課農道班 電話0858 - 72 - 3822

(2) 本件業務に係る参加表明書及び企画提案書作成要領（以下「企画提案書等作成要領」という。）の交付

ア 交付期間

平成16年 1月27日（火）から同年 2月 5日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9時から午後 4時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、企画提案書等作成要領に基づき、参加表明書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出方法

提案者に選定された者は、企画提案書等作成要領に基づき、企画提案書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

提案者に選定された者に、別途通知する。

(5) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、企画提案書等作成要領に基づき、質問書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

7 契約の締結

最終提案者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、5の選定において、その者に次いで優れていると認められた者と、順次契約の交渉を行う。

8 その他

(1) 契約書の要否

要

(2) 関連情報を入手する為の紹介窓口

6の(1)に同じ。

(3) 詳細は、企画提案書等作成要領による。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 1月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達物品の名称及 ディーゼル機関システム等 一式
び数量

2 契 約 方 式 一般競争入札

3 落 札 日 平成15年12月15日

4 落札者の名称及び ヤンマー中四国株式会社山陰支店
所在地 境港市竹内団地127

5 落 札 金 額 37,590,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 入 札 公 告 日 平成15年11月4日

7 落 札 方 式 最低価格落札方式

- 8 契約事務担当部局 鳥取県立境港総合技術高等学校
の名称及び所在地 境港市竹内町925

